

阿智村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 5 年（2023 年）3 月

長野県阿智村

目次

1. 背景	4
2. 基本的事項.....	6
(1) 目的.....	6
3. 計画の範囲	7
(1) 対象とする事務・事業.....	7
(2) 対象とする組織及び施設	7
(3) 対象とする温室効果ガス	8
(4) 計画期間.....	9
4. 上位計画や関連計画との位置づけ	10
5. 温室効果ガスの排出状況.....	11
(1) 「温室効果ガス総排出量」	11
(2) 施設別「温室効果ガス排出量」(2021 年)	12
(3) エネルギー別温室効果ガス排出量」(2021 年)	13
6. 温室効果ガスの排出削減目標	14
(1) 温室効果ガスの削減目標	14
(2) 目標設定の考え方	14
(3) 2013年度からの電力：高圧契約施設の温室効果ガスの排出量の推移 ...	15
7. 目標達成に向けた取組	17
(1) 燃料使用量の抑制	17
(2) 事務用品の使用量の削減	17
(3) ごみの削減に向けた取組	17
(4) エネルギーの使用量の適切な監視	17
(5) 施設設備等の更新	17
(6) グリーン購入	18
(7) 職員の日常の取組	18
ア 照明	18
イ 空調	18
ウ OA 機器	18
エ 水道	19
オ 用紙類	19
カ 4 R (Refuse Reduce Reuse Recycle) の推進	19
キ 環境配慮活動	19
8. 進捗管理体制と進捗状況の公表	20
(1) 推進体制	20

① 阿智村地球温暖化対策庁内委員会	20
② 阿智村地球温暖化対策庁内委員会事務局.....	20
③ 地球温暖化対策推進責任者.....	20
(2) 点検・評価・見直し体制	21
① 毎年のP D C A.....	21
② 見直し予定時期までの期間内におけるP D C A.....	21
(3) 進捗状況の公表	22
9. 参考資料.....	23
(1) 温室効果ガスの算定方法や排出係数.....	23

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020年10月に2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46％削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議2において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消

費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

阿智村においても、村が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減の取り組みを推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

阿智村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「阿智村事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法 第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、阿智村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（略）

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

3. 計画の範囲

(1) 対象とする事務・事業

本計画の対象範囲は、村が自ら行う事務及び事業の全てとし、(2)に示す本庁及び出先機関を含めた組織及び施設に係る事務・事業とします。ただし、民間への委託等（指定管理者を指定した施設等を含む）により実施している事業は、対象としません。

(2) 対象とする組織及び施設

本計画の対象となる組織は、村役場、保育園、小中学校、村の公共施設、村の事務及び事業に関する施設とします。なお、当初は以下の施設を対象とし、段階的に対象範囲を拡大します。

○対象となる施設一覧

1	阿智村役場（本庁舎・阿智村コミュニティ館・保健センター）
2	阿智村浪合振興室
3	阿智村清内路振興室（清中プラザ（旧清内路中学校））
4	小学校 ・阿智第一小学校 ・阿智第二小学校 ・阿智第三小学校 ・阿智村浪合小学校 ・阿智村清内路小学校
5	阿智中学校
6	阿智村学校給食共同調理場
7	浄化センター ・会地浄化センター ・昼神浄化センター ・大野浄化センター ・御所平浄水センター ・上清内路浄化センター ・下清内路浄化センター
8	保育園 ・あふち保育園 ・伍和保育園

	・ 智里東保育園 ・ 智里西保育園 ・ 浪合保育園 ・ 清内路保育園
9	阿智村健康福祉施設（浪合：えんばな、診療所）
1 0	公民館 ・ 中央公民館 ・ 伍和公民館 ・ 智里東公民館 ・ 智里西公民館 ・ 清内路公民館
1 1	運動施設・公園 ・ 運動公園 ・ 夜間照明
1 2	消防施設 ・ 消防団詰所 ・ 防災無線
1 3	高齢者施設 ・ 中関高齢者生きがいセンター ・ 伍和高齢者生きがいセンター ・ 阿智老人集会施設 寿楽苑

（３） 対象とする温室効果ガス

2018年度の日本における温室効果ガス排出量の割合（全国地球温暖化防止活動推進センター資料）によると、メタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）等の温室効果ガスの排出量はわずかであり、排出による影響は小さいと考えられます。そのため、阿智村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類※の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

※ 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素

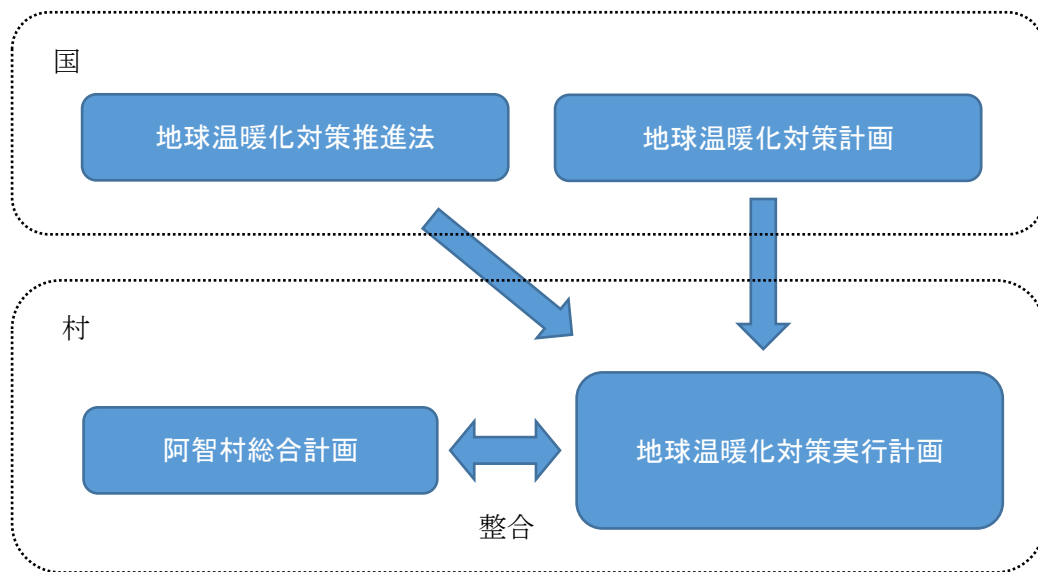
(4) 計画期間

本計画は、長期的視野に立った基本方針となるもので、2021年度から2030年度末までを計画期間とし、概ね5年ごとに中間目標を設定し段階的に目標を達成することとする。なお、計画策定的前提をなす諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。

項目	年度						
	2021	2022	2023	2024	2025	・・・	2030
期間中の事項	計画 開始				中間 目標		目標 年度
計画期間							
				見直し 予定時期			
			必要に応じて計画の見直し				

4. 上位計画や関連計画との位置づけ

阿智村では、「阿智村総合計画」を策定して、長期的な視点で村づくりに取り組んでいます。本実行計画は、これらの計画と連携するとともに、関連する他の各計画との整合性を図り、地球温暖化防止対策の実効性を高めることとします。



5. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

阿智村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2021 年度において、下記のとおりとなっています。

阿智村の事務及び事業活動に伴う燃料消費量（2021 年度）

項 目			単 位	消費量
温室効果ガス算定対象	化石燃料	ガソリン	ℓ	40,572.04
		灯油	ℓ	90,598.96
		軽油	ℓ	38,249.55
		A重油	ℓ	0
		液化石油ガス LPG)	kg	3,040.90
	電気使用量		kWh	2,976,084.20

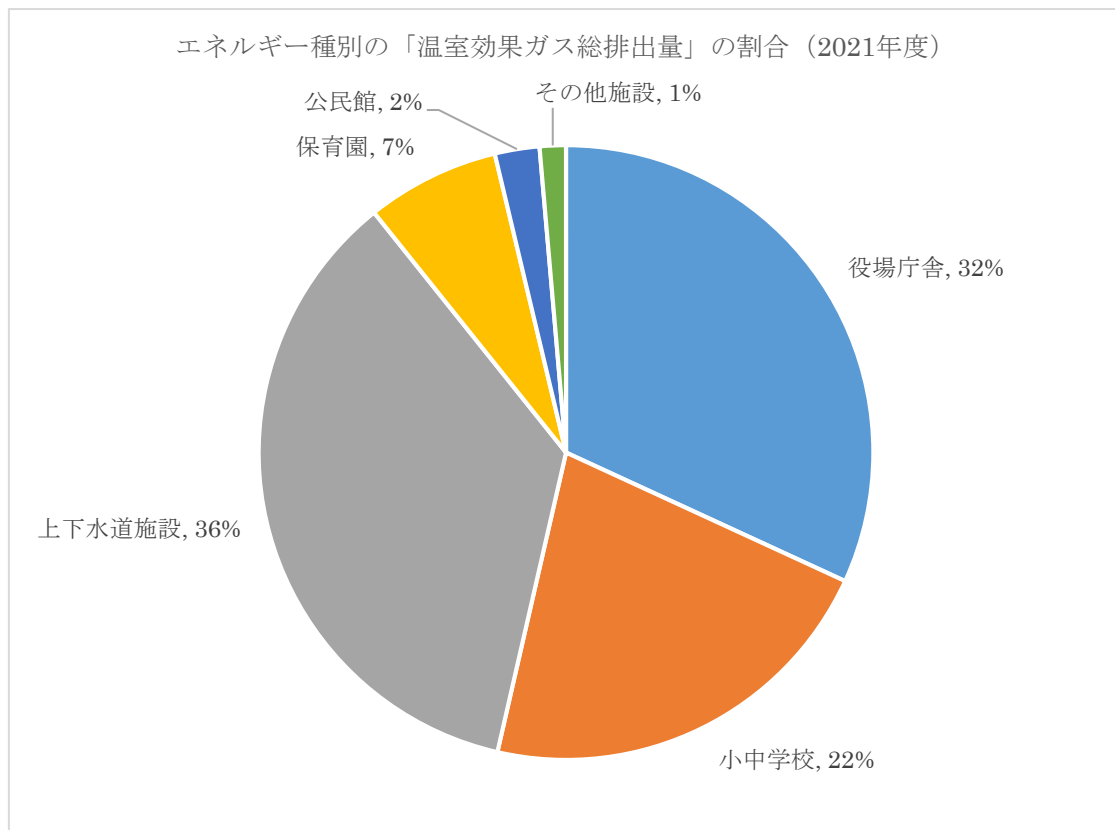
阿智村の事務及び事業活動に伴う二酸化炭素排出量

品 目	単位	年間使用量	CO ₂ 算出係数	CO ₂ 排出量 (kg—CO ₂)
ガソリン	ℓ	40,572.04	2.321	94,168
灯油	ℓ	90,598.96	2.489	225,502
軽油	ℓ	38,249.55	2.584	98,837
A 重油	ℓ	0	2.709	0
L P G	kg	3,040.90	2.998	9,118
電気使用量	kWh	2,976,084.20	0.388	1,154,719
合 計				1,582,344

(2) 施設別「温室効果ガス排出量」(2021 年)

施設の区分	温室効果ガス(CO2)
役場庁舎	504,270
小中学校	343,663
上下水道施設	564,490
保育園	110,928
公民館	37,178
その他施設	21,815
計	1,582,344

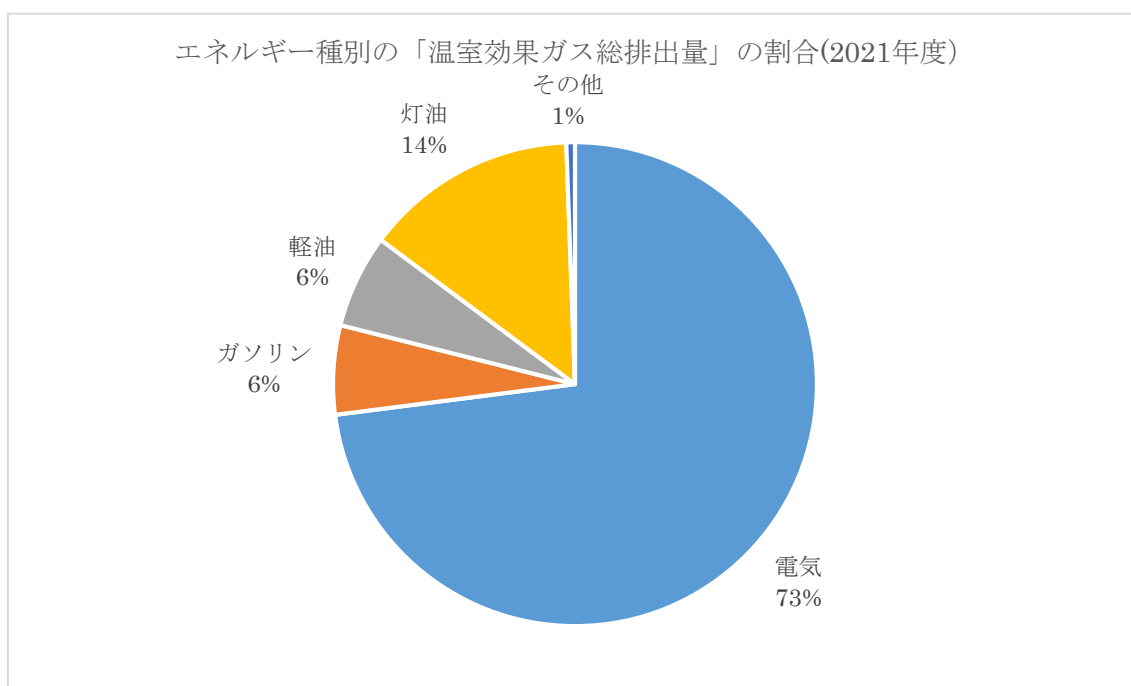
施設別では、上下水道施設が全体の 36% を占め、次いで役場庁舎 32%、小中学校 22% となっています。



(3) エネルギー別温室効果ガス排出量」(2021 年)

区分	温室効果ガス(CO2)
電気	1, 154, 719
ガソリン	94, 168
軽油	98, 837
灯油	225, 502
その他	9, 118
計	1, 582, 344

また、エネルギー種別では、電気が全体の 73 %を占め、次いで灯油 14 %、軽油 6 %、ガソリン 6 %となっています。



6. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2021年度）比で10%削減することを目
標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2021年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,582t-CO ₂	1,424t-CO ₂
削減率	—	10%

(2) 目標設定の考え方

令和3年（2021年）の国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出量を
令和12年（2030年）までに平成25年（2013年）で46%削減することとして
おり、その中でも行政分野が対象となる「業務・その他部門」は51%の削減が求められ
ています。

目標設定にあたり、本村の二酸化炭素の排出量の約73%は電力であり、その中でも多
くの電力を使用する高圧契約の13施設※の平成25年度（2013年）の二酸化炭素の
排出量は989.7t-co₂、令和3年度（2021年度）の排出量は718.6t-co₂でし
た。

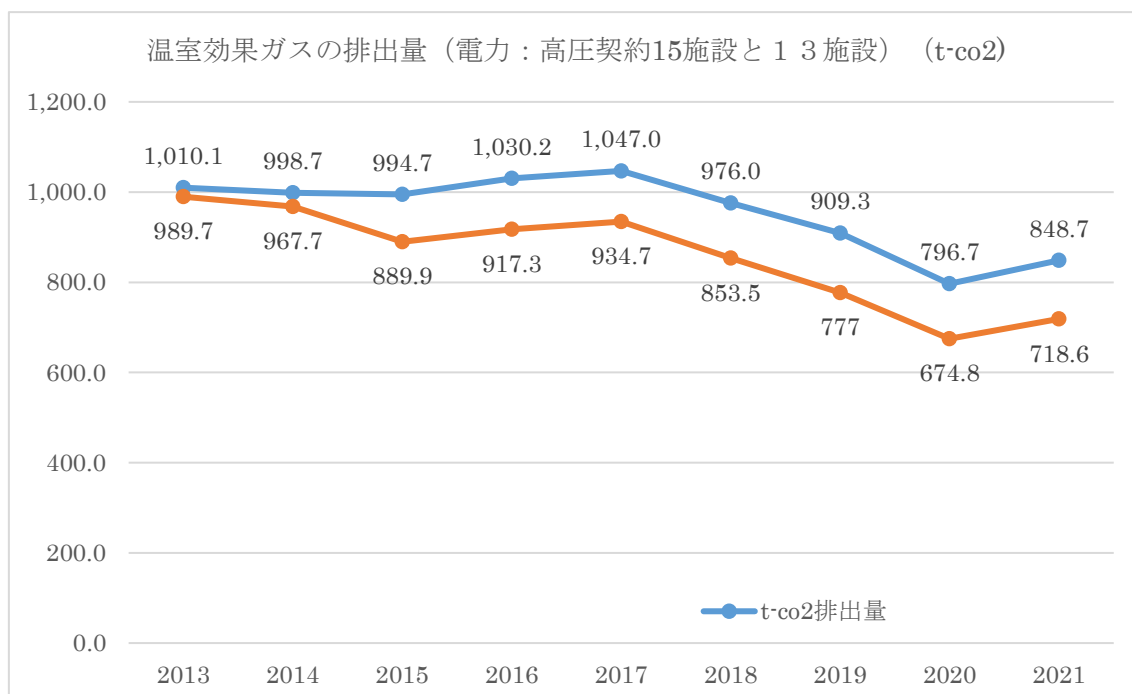
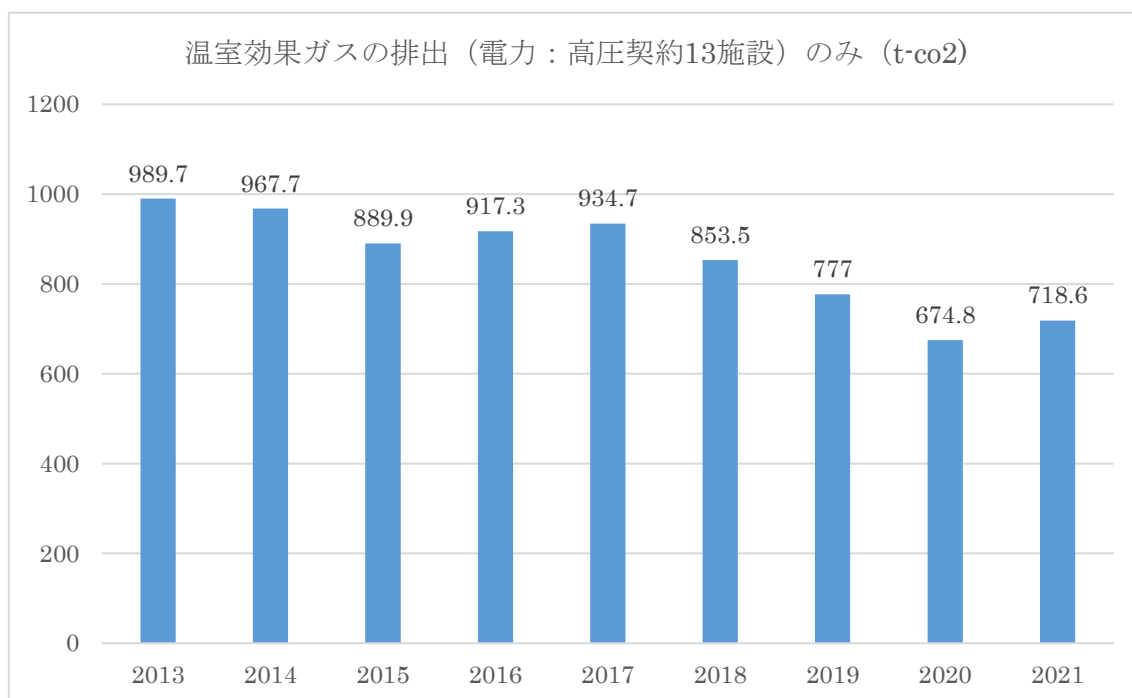
仮に国の目標値である、削減率51%を単純に当てはめた場合、高圧契約の13施設の
令和12年（2030年）での目標の排出量は485.0t-co₂で、今後9年間で約3
2.5%の削減が必要となります。現時点でこの数値を数値目標にすることは非常に困難
であると考えため。今後9年間では現在の排出量の約10%の削減を目指すこととしま
す。（高圧契約の13施設では、平成25年度対比37.4%の削減となります）

なお、この数値を参考にして、全体の二酸化炭素の排出量については対象施設が増加し
ていることもあり、基準年度に対して10%削減と決めました。

なお、今後本計画を実行するなかで様々な対策を実施し、最終的に2050年のゼロカ
ーボン達成を目指します。

※ 現時点（令和3年度）、本村の高圧契約施設は15施設ですが、2014年11月か
ら稼働した学校給食共同調理場及び2019年に廃校であった施設を振興室等とし
た清内路振興室（旧清内路中学校）を数値比較のために除いて計算します。

(3) 2013年度からの電力：高圧契約施設の温室効果ガスの排出量の推移



(高圧契約対象施設)

1. 阿智村役場
2. 阿智村役場浪合振興室
3. 阿智村清内路振興室
4. 阿智村立阿智第1小学校
5. 阿智村立阿智第2小学校
6. 阿智村立阿智第3小学校
7. 阿智村立浪合小学校
8. 阿智村立清内路小学校
9. 阿智村立阿智中学校
10. 阿智村会地浄化センター
11. 阿智村昼神浄化センター
12. 阿智村あふち保育園
13. 阿智村健康福祉施設(浪合：えんばな、診療所)
14. 阿智村学校給食共同調理場 ※2014年 竣工
15. 旧阿智村立清内路中学校 ※2019年 振興室等に用途変更

7. 目標達成に向けた取組

本計画の目標達成のため、温室効果ガスの抑制等に配慮した具体的な取組を次のとおり定めます。

なお住民サービス等を主体としている機関については、住民サービスの質に影響を与えない範囲で取り組むものとします。

(1) 燃料使用量の抑制

- ・ 業務により近距離の移動の場合は、徒歩や自転車で行う。
- ・ 公用車使用時はエコドライブを心がける。
- ・ テレワークの活用を進める。
- ・ 公用車の更新時には電気自動車など次世代型自動車の導入をすすめる。
- ・ 木質バイオマス機器（ペレットや薪ストーブ）を導入し、灯油の使用量を削減する。
- ・ 公共施設へ太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す。

(2) 事務用品の使用量の削減

- ・ 電子メールや庁内LANを活用し、ペーパーレス化を図る。
- ・ 両面コピーや集約印刷などに努め、使用する用紙を削減する。
- ・ 資料は簡素化し、必要最小限の部数にする。
- ・ 会議の資料のペーパーレス化を図る
- ・ ファイル類（フラットファイルを含む）は可能な範囲で再利用に努める。
- ・ 冊子、パンフレット、報告書等については可能な限りペーパーレス化を目指す。

(3) ごみの削減に向けた取組

- ・ ごみの分別を徹底する。
- ・ 消耗品で詰め替え可能な製品については再利用をすすめる。

(4) エネルギーの使用量の適切な監視

- ・ 各施設にデマンド監視装置の導入を目指し、デマンド監視装置を活用することで、電気の使用時間の分散化など具体策を検討する。
- ・ エネルギー使用量を把握し、庁内で共有する。
- ・ 職場内に温湿度計を設置し、適切な温度や湿度の管理を行う。

(5) 施設設備等の更新

- ・ 新築・改築する施設は原則 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とし、改修する施設はできる限り消費エネルギーを削減することとする。

ZEB：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH：家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家。

- ・ 中長期修繕・改修計画に基づく修繕にあわせ省エネルギー化を検討する。
- ・ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を検討する。
- ・ 水銀に関する水俣条約も踏まえ、村有施設の照明を順次 LED に転換していく。
- ・ 公用車の更新時には EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）などのエコ車両の導入を目指す。
- ・ 村有施設への太陽光発電設備や蓄電池の設置を目指す。

（６） グリーン購入

- ・ 村が購入する封筒などは、再生紙が使用されている製品を導入するよう努める。
- ・ 間伐材、未利用繊維などから作られた製品の購入を検討する。
- ・ 廃プラスチックから作られた製品の購入を検討する。
- ・ 文具類をはじめとする物品の購入は、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターマーク等の環境負荷の少ない製品を選択するよう努める。
- ・ 印刷発注時には古紙配合率の高い用紙の選択、環境に配慮したインクを選択する。

（７） 職員の日常の取組

ア 照明

1. 勤務時間前及び昼食休憩時の消灯
2. 廊下、トイレ、給湯室等の不要時・不要場所の消灯
3. 十分な外光がある際の窓際消灯(事務室で 500 ルクスを目安)
4. 廊下、コピー室、エレベータホール等の間引きの実施(視覚障がいのある職員や来庁者等への配慮を優先)
5. 自動販売機内の照明の消灯
6. 照明スイッチの見える化(スイッチごとの照明箇所を明示)
7. 人感センサーの設置

イ 空調

1. 室温を夏季 28℃、冬季 20℃とするよう設定する。(医療関係施設、社会福祉施設等は除く)
2. 夏季のブラインド等での日射の遮断、冬季の自然光の取り入れ
3. 空調の吹き出し口の確保(空気の流れを妨げるようなロッカー等の配置はしない)
4. 空調稼働時の事務室の閉扉(庁内放送)
5. 空調設備等の効率的な運転管理(省エネチューニング、配管断熱、燃料管理等)
6. サーバ室等では機器の性能確保ができる範囲内での温度設定の見直し

ウ OA 機器

1. ディスプレイの明るさの調整(輝度 40%が目安)
2. 未使用時の電源オフ及び休憩時の省エネモード設定
3. 帰宅時の PC 等のプラグ抜きの徹底(待機電力の削減)
4. コピー機の使用は最小限とし、集中管理・適正配置による台数の削減

エ 水道

1. トイレ、手洗い等の自動洗浄化
2. 歯磨き時のコップ利用や手洗い、食器洗い、公用車の洗車等 における節水
3. 雨水貯留設備や雨水タンクの設置(公用車の洗車や植栽への 水やり等への利用)
4. 節水コマの取付け、レバータイプの蛇口は止水(栓)の利用で流量調整

オ 用紙類

1. 必要以上に資料を「作らない、渡さない、求めない」
2. 両面印刷及び集約印刷の徹底、ミスコピーの削減
3. プリンター、ファックス及びコピー機には裏紙専用トレイを設置し、片面使用済用紙やミスコピー紙の再利用
4. 会議においては、メモ用紙や封筒などを配付しない
5. 使用済み封筒の再利用や廃ポスターの名刺への再利用
6. 資料の閲覧や共有化は、電子メールや職員ポータル等を活用
7. 送付文書、ファックス送信票は可能な限り省略
8. 紙類分別収集の徹底のため、「古紙回収ボックス」を設置

カ 4 R (Refuse Reduce Reuse Recycle) の推進

Refuse (リフューズ) : 不要なもの、余計なものは「いりません」と断ること Reduce (リデュース) : 製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること Reuse (リユース) : 使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること Recycle (リサイクル) : 廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効活用すること

1. リサイクルボックス等を設置、資源ごみの分別収集の徹底
2. 使い捨て容器等の購入・利用を控え、マイバッグの持参
3. マイカップ、マイボトル、マイ箸の持参の一層の推進
4. 物品の使用に当たっては適切な管理や使用方法に従い、詰替可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理による長期的な 利用の推進
5. シュレッダーの使用は必要最小限とし、機密文書の溶解処理を推進
6. 生ごみや除草した草、剪定枝等の堆肥化の検討
7. コンポストの活用
8. 残さず食べよう！30・10 運動の推進

キ 環境配慮活動

1. 敷地内や周辺道路等の清掃
2. 庁舎敷地内の緑地の確保
3. 「緑のカーテン」の設置
4. 環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の参加
5. 希望する職員が環境美化活動に積極的に参加できるよう、ボランティア活動等への参加がしやすい職場づくり

8. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

阿智村事務事業編を推進するために、村長を委員長とする「阿智村地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し取組を着実に推進します。

① 阿智村地球温暖化対策庁内委員会

村長を委員長、副村長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。阿智村事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

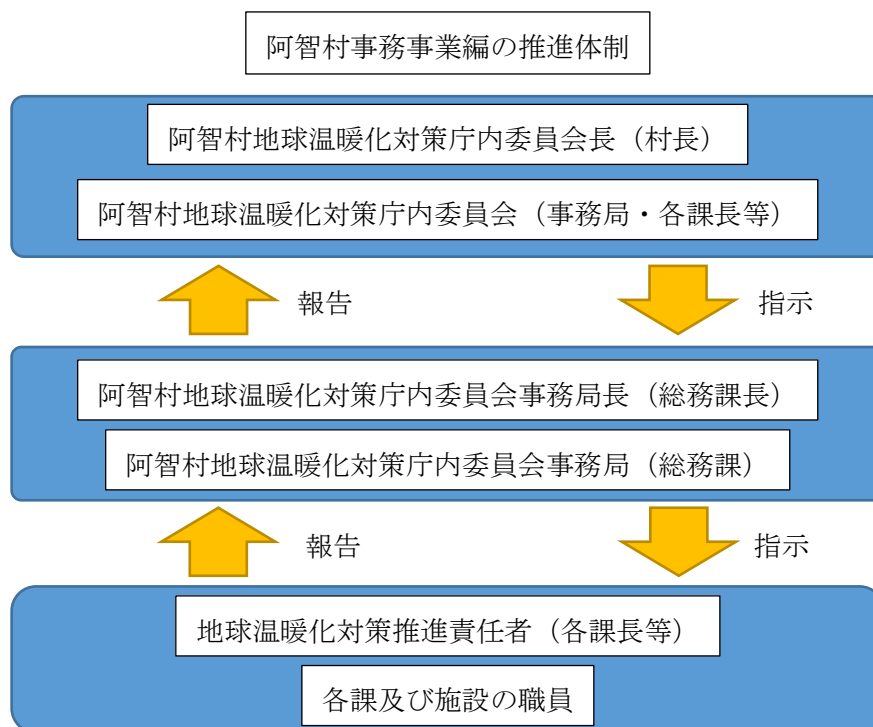
② 阿智村地球温暖化対策庁内委員会事務局

総務課長を事務局長とし、総務課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とし、

各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



（２）点検・評価・見直し体制

阿智村事務事業編は、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するP D C Aを繰り返すとともに、阿智村事務事業編の見直しに向けたP D C Aを推進します。

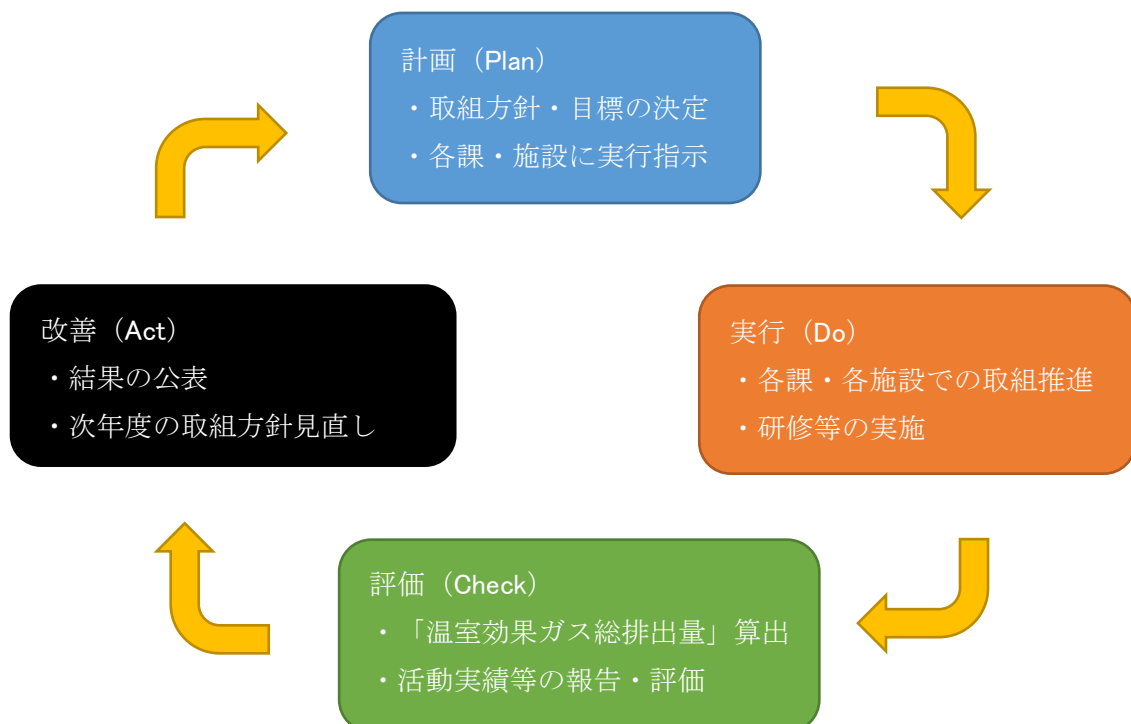
① 毎年のP D C A

阿智村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年１回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組（改善）の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるP D C A

庁内委員会は毎年１回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（２０２４年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、２０２５年度に阿智村事務事業編の改定を行います。



（３）進捗状況の公表

阿智村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況は、阿智村の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

9. 参考資料

(1) 温室効果ガスの算定方法や排出係数

品目	単位	単位発熱量	排出係数	CO ₂ 換算率	CO ₂ 算出係数
ガソリン	ℓ	34.6 (GJ/kl)	0.0183	44/12	2.321
灯油	ℓ	36.7 (GJ/kl)	0.0185	44/12	2.489
軽油	ℓ	37.7 (GJ/kl)	0.0187	44/12	2.584
A重油	ℓ	39.1 (GJ/kl)	0.0189	44/12	2.709
LPG	kg	50.8 (GJ/ t)	0.0161	44/12	2.998
電気	k w h				0.388 (t-CO ₂ /kwh)

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令から引用しています。

「電気」の項目の排出係数は、中部電力（株）の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく 2021 年度の CO₂ 排出実績の報告について」を使用しています。